

静岡産科婦人科学会誌第7巻発行にあたって

メタデータ	言語: jpn 出版者: 静岡産科婦人科学会 公開日: 2018-03-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 金山, 尚裕 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10271/3316

静岡産科婦人科学会誌第 7 巻発行にあたって

静岡産科婦人科学会 会長 金山尚裕

新専門医制度が紆余曲折の結果 1 年延期となり平成 30 年度からスタートとなりました。現時点では産婦人科においては県内では 2 つのプログラムが（浜松医科大学と聖隷浜松病院）認定されており、来年度はこの 2 つのプログラムで開始される予定です。従来の研修施設のほとんどはどちらかのプログラムに連携施設として参加することになっています。今後、専門医の申請や研修施設の認定、更新条件はかなり厳しくなります。その中で論文に関して次のような規定がされています。「専門医の申請に筆頭著者の論文 1 本以上あること。専攻医指導施設の認定条件として専攻医指導施設は過去 5 年間にその指導施設勤務者が主として当該施設で研究し、筆頭著者である論文を 3 編以上発表していること」が義務づけられています。具体的には「産婦人科関連の内容の論文で、原著・総説・症例報告のいずれでもよいが、査読制を敷いている雑誌であること。査読制が敷かれていれば商業誌も可であるが、院内雑誌は不可である。但し医学中央雑誌又は MEDLINE に収載されており、かつ査読制が敷かれている院内雑誌は可とする。筆頭著者の所属には当該施設名が記載されていること。専攻医指導施設の更新時に論文の条件を満たさない施設は更新申請年度の翌年度 1 年間のみの更新認定とする。この認定期間の年度末まで合計 3 編の論文が掲載もしくは受理されれば専攻医指導施設とする。これに用いた論文は次回更新時に必要な 3 編の論文には加えることができない。」以上が施設認定のための論文条件です。また申請に使用する論文は申請年度の 3 月末までに掲載証明書が必要になることを忘れないで下さい。

論文を執筆するというのが専門医の申請のみならず、研修施設にも必須となったわけです。このようなことから、静岡県に和文の論文雑誌を刊行する必要があると判断のもと静岡産科婦人科学会誌が刊行され、今回で第 7 巻になります。最近では投稿論文も増加し、本学会誌が県内の若手の先生方に広く認知され、利用されるようになり、編集部一同喜んでいきます。本誌はグーグル検索とリンクしており月 2000 を超えるダウンロードされている論文もあります。学術委員会のご努力によりかなり知名度のかなり高い学会誌となっています。伊東宏晃先生をはじめ学術の先生方、また査読の先生方のご努力に深謝いたします。今後とも本雑誌を充実ために学会で発表した内容をどしどし投稿して下さい。